

京都地裁  
大飯原発差止訴訟  
第7回  
原告団総会

- ◆電気は足りているのに、危険な原発がほんとうに必要でしょうか。
- ◆核のゴミは、捨て場がありません。
- ◆いったん大事故がおこれば、故郷と生活を永遠に失います。福島第一原発事故で明らかです。

どなたでも参加できます！ 入場無料。

# 原発の再稼働を許さず すべての原発を廃炉に！

日時：2019年6月1日（土）13：30～16：45

場所：ハートピア京都

## プログラム

- 13：00 開場
- 13：30 開会
- 13：30～13：40 原告団長の挨拶－講演者の紹介をかねて  
竹本 修三 原告団長
- 13：40～15：10 記念講演「原発裁判と裁判官の責任」  
元福井地裁裁判官 樋口 英明 さん
- 15：10～15：25 休憩  
講演についての質問受け付け（世話人にお渡しください）  
紙芝居「なくそうげんぱつ」コーナー
- 15：25～15：35 樋口さんから、質問への回答
- 15：35～16：15 京都地裁の大飯原発差止訴訟について  
弁護団より挨拶…中島 晃 弁護団長代行  
これまでの裁判の経緯と今後の見通し  
…渡辺 輝人 弁護団事務局長
- 16：15～16：25 原告団・世話人会からの報告とアピール  
総会スローガンの提案 吉田 明生 原告団事務局長
- 16：25～16：40 原告の皆さまからのご質問、ご意見など
- 16：40～16：45 世話人会からの報告や総会スローガンの確認  
カンパのお願い（出口に待機の世話人にお渡しください）  
閉 会

## 【 1 】原告団・世話人会からの報告

### [1] 京都地裁における大飯原発差止訴訟

- ◆京都地裁における大飯原発差止訴訟は、すべての原発を止めるための第一歩です！
- ◆福島第一原発の過酷事故（2011年3月11日～）のあと、国内の稼働原発はゼロの状態になっていました。ところが、福井県にある関西電力・大飯原発（3・4号機）は、当時の民主党政権のもと2012年7月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は、大飯原発の運転差止と損害賠償を求め、2012年11月29日、京都地裁に1,107名の原告で運転差止の裁判を起こしました。
- ◆その後、大飯原発は2013年9月に定期検査にはいつて停まり、以来、日本は原発ゼロとなりました。しかし、「新規制基準に合格した」として2015年に川内原発が再稼働されたのをかわきりに2018年までに、伊方原発、玄海原発、高浜原発、大飯原発の5原発9基が再稼働されました。
- ◆その一方で、福島第一原発の事故後、2019年2月までに21基の原発が廃炉になり、もんじゅも2016年に廃炉になりました。大飯原発1・2号機も廃炉になりました（2017年12月）が、これは私たちの大きな勝利といえることができます。これらの廃炉は、安全対策費の高騰により採算が合わなくなったことを理由としています。裁判での闘い、安全対策や廃炉を求める市民の運動の大きな成果です。
- ◆私たちは、多くの市民でたたかう脱原発訴訟をめざし、原告募集をすすめてきました。2013年12月に856名で第二次、2015年1月に730名で第三次、2016年1月に393名で第四次、2017年2月に184名で第五次、2018年3月に53名で第六次〔追加〕提訴を行い、現在、原告総数は3,323名となりました。原告募集はこれで終了しました。
- ◆京都地裁の大飯原発差止訴訟では3,323名が原告となっているほか、裁判傍聴は原告以外にも多くの市民が参加しています。市民の願い、弁護団の熱意、研究者の知恵を結集して、脱原発を実現しましょう。
- ◆私たちは、開廷の前には毎回、裁判所周辺の30～40分程度のデモを行って、脱原発裁判の意義を市民に訴えています。
- ◆現在の弁護団、原告団の役員体制は以下の通りです。
  - ・ 弁護団長…出口治男 弁護士。 弁護団長代行…中島晃 弁護士。 弁護団事務局長…渡辺輝人 弁護士。
  - ・ 原告団長…竹本修三 京大名誉教授。 原告団事務局長…吉田明生。 事務局次長…山崎正彦、 田中善久。

### [2] 法廷での追及

- ◆過去のすべての口頭弁論の内容は、原告団 Web でご覧いただけます。原告側の弁護団による準備書面、被告（関西電力、国）の答弁書や準備書面は、原告団 Web の中の「裁判資料」（「裁判」→「裁判日程」「裁判資料」）にアップしています。
- ◆各口頭弁論の中では、原告からは原発事故が起こった際の避難が困難であること、そして弁護団からは大飯原発の安全性、設定された基準地震動への疑問について、着々と主張を積み重ねています。
- ◆次回以降は、第24回口頭弁論が8/1（木）14:30～、第25回が11/28（木）14:00～、の予定です。

- ◆被告・関西電力は、主張するだけで保有している根拠資料すら提出せず、それどころか原発の地域特性の調査として当然になすべき重要な調査がなされないままです。また実施された調査結果は「科学技術を冒瀆する所作」以外の何物でもないと言えるほどに、基準地震動が小さくなるよう歪めて評価していることを明らかにしました。
- ◆この一年の各回の口頭弁論（2018年11月第21回～2019年5月第23回）の概略は、本総会案内のチラシとともに、全原告にお送りしました。以下、再掲します。

・ 第21回口頭弁論（2018年9月4日）

- ・ 台風直撃のため、期日そのものが取り消しとなりました。

・ 第21回口頭弁論（2018年11月20日）

- ・ 法廷での原告陳述は、京丹後市の西川政治さん（丹後ふるさと病院）。病院における原子力防災について。丹後ふるさと病院は、特別養護老人ホームふるさと、介護ステーションふるさとを併設し、医療と福祉を結ぶ連携体制をとっています。
- ・ 弁護団からの準備書面は、次の4本。①国家賠償法上の違法と損害の問題。②7/4名古屋高裁金沢支部の判決への批判。③被告関電の主張する原発敷地の地域特性への反論。④大阪北部地震と上林川断層について。

・ 第22回口頭弁論（2019年1月31日）

- ・ 法廷での原告陳述は、「安保関連法に反対するママの会」発起人、京都市内で「原発いらないコドモデモ」を行っている西郷南海子さんが三人の子をもつ母親として意見陳述。「個人的にヨウ素剤を取り寄せましたが、そもそもここまでして事故に備えなければならない発電方法というのが非合理的」として「原発を擁護する理由はどこにもありません」と結びました。
- ・ 弁護団からは、①関電の地盤モデルの二重のごまかしを明らかにしました。また、856ガルとされている大飯原発の基準地震動についても、大阪府北部地震を適用すると、関電地盤モデルでは883ガルになり、さらに脆弱な3号炉地盤では1,280ガルが予想されることも明らかにしました。この数字は、破局的な破壊をもたらす基準（クリフエッジ）の1,260ガルを超えてしまいます。②この間の火山影響評価に関する新知見に対して、原子力規制委員会及び関西電力が安全性を軽視していることを主張しました。

・ 第23回口頭弁論（2019年5月9日）

- ・ 法廷での原告陳述は、南丹市園部町の石井琢悟さん。大飯原発から自宅までは、45km。北風のときに事故がおこれば、たちまち汚染されるうえ、避難道路の9号線は日常的に渋滞していることを訴えました。
- ・ 弁護団からは、①最近の原発裁判の判決などにでてきている「社会通念論」について、②原発の耐震基準が一般に売っている住宅より劣っているのではないかと、などの主張をしました。

- ◆第23回口頭弁論における「社会通念論」についての主張（原告第62準備書面）は、重要でした。

本書面は、この間の原発差し止めをめぐる司法判断において、いわゆる社会通念や、あるいは立法の判断を過度に重視し、原発の危険性やそれと表裏の関係にある住民の人権を軽視する判断が続いていることを批判するものである。

## 第1 司法の役割は人権救済にあること

### 1 はじめに一人権とは

原告ら訴訟代理人弁護士出口治男は、昨年6月胆管ガンの告知を受け、膵臓・胆のう・十二指腸の切除手術を受けた。手術中不整脈を繰り返し、大量の輸血が行われ、生死の境をさまよい、13時間にわたる複雑な手術を耐えて、ようやく生還できた。その後も血栓の発生、血栓が脳へと及ぶのを防ぐ為の電気ショック、ショック療法の影響によると思われる動脈の出血、体内に毒性の体液が貯まり、それを排出する5本ののぼるドレーンの付設等様々な危険な状態が続いた。そうした状態に対し、医師・看護師・看護助手・リハビリ療法士らの昼夜を問わず献身的な治療・看護によってようやく3ヶ月後に退院でき、幸いにして今本法廷に立ち弁論を行うことができるに至った。

この度の経験で、人権というものについて考えさせられた。生きること、生きてあること。それが人権の中核にあることを実感できた。生きること、生きてあること、はしかし自分一人ではできないことではない。医療関係者・家族・友人知人達全ての人達が生きようともがいている自分と友愛の絆で結ばれてあることこそが人権の中核にあると実感させられた。人権は孤立してあるのではなく、自分を取り巻く多くの人達との友愛の絆の中に存在するのである。

自由で平等な人達が友愛の絆で結ばれた社会において、人権は初めて十分なものとなることを確信させられた。

### 2 原発事故が多大な人権侵害をもたらすこと

既に述べたとおり、原発事故は巨大かつ取り返しのつかない人権侵害をもたらす。このことは、チェルノブイリ原発、福島第一原発事故を経験したいま、それを否定することは誰もできない。

原発事故は、友愛の絆で結ばれた社会を不可逆的に破壊し、人権の中核を根こそぎ奪い尽くす。我々は原発事故の実相をまざまざと見てしまった。我々は福島第一原発事故による被害の実態から目をそむけてはならない。生死の境をさまよった一人として、そのことはどれだけ強調しても強調しすぎることはない。

### 3 司法は人権問題の判断を回避してはならないこと

原告らは第46準備書面において、合衆国最高裁長官ウォレンについて触れたが、再度触れておきたい。

アール・ウォレンは、1953年、アイゼンハワー大統領によって、カリフォルニア州知事から米国連邦最高裁長官に任命された。そして、この任にある時期、ウォレン・コートは、白人と黒人の分離教育は違憲と断じたブラウン対教育委員会事件、貧困者は、全ての重罪事件で、公費により弁護人を付されなければならないとされる契機となったギデオン事件、それを嚆矢とする一連の刑事司法改革判決等を生み出した。平等主義への強い志向、少数者保護についての積極的態度、米国社会の最も困難な問題である人種問題の解決に、行政部や立法部ではなく、司法部がまずイニシアティブをとったのであった。ウォレン長官は、退任直後、「ウォレン・コートは余りに早く進みすぎはしなかつただろうか」との問いに次のように答えた。「われわれは、われわれがいかに早く進むべきかについては何もいうことはない。われわれはわれわれのところへくるケースとともに進むのである。そしてケースが人間の自由の問題を持って、われわれのところにくるときには、われわれは弁論を聞き判決をするか、あるいはこれを放置して、社会の底にうずもれさ

せ将来の世代が解決するのにまかせるか、どちらかである。わが国においては、概していえば後者は余りに長くなされすぎたのである。」

このウォレン長官の見解は、原発をめぐるわが国の司法において深く心に止めるべきものと考えられる。原発について、わが国の司法は、実質的に司法判断を回避して放置し、社会の底にうずもれさせ将来の世代が解決するのにまかせてきた。福島第一原発は巨大かつ悲惨な事故を起こした。これは、司法が原発についての司法判断を実質的に回避して放置し、社会の底にうずもれさせ将来の世代にそのつけを回してきたからではないか。司法にも責任はないのか。これがこの訴訟に関係する全ての者に対して問いかけられていることと思われるのである。

#### 4 この間の司法判断は人権を尊重すべき司法の役割を放棄したものであること

原発再稼働を容認した諸判決の特徴は、原発に一定の危険性を認めながら「社会通念」という法概念として極めて曖昧な文言を使って再稼働を容認するという論理構造を有している。しかし、それはさきに述べた人権をないがしろにし、全くかえり見ようとしないものである。人権を尊重すべき司法の役割を放棄したものと言うほかはないのである。司法は本当にそれでよいのであろうか。死地を通りぬけた人間の一人として、人権を改めて直感的に体験した原告ら訴訟代理人として、本法廷関係者全てにそのことを訴えたいのである。

### [3] 関電の原発に対する各地の法廷での闘い

#### (1) 福井地裁

- ① 2012年11月、大飯原発3・4号機の運転差止請求（福井から原発を止める裁判の会）に対し、2014年5月、運転差止を命じる勝利判決が言い渡されました（樋口英明裁判長）。福島第一原発事故後初めての原発運転差止訴訟の判決は、歴史的な住民側勝訴判決となりました。判決内容も、ひじょうに格調の高いものでした。
- ② その後、同じ裁判長の下で、高浜原発3・4号機運転差止の仮処分も出されました（樋口英明裁判長、2015年4月）。
- ③ しかし、仮処分は福井地裁の意義審で覆されました（林潤裁判長、2015年12月）。本訴の大飯原発運転差止についても、名古屋高裁金沢支部の控訴審で覆されました（内藤正之裁判長、2018年7月）。
- ④ 現在、2件の仮処分裁判が行われています。一つは高浜原発3・4号機差止（松田正さん）、もう一つは大飯原発3・4号機差止（2019年3月、中嶋哲演さん、田内雄司さん）。

#### (2) 大津地裁

- ① 2013年12月以来、美浜、大飯、高浜の各原発について、関電、国に対し運転差止を求めて、審理が続いています（福井原発訴訟〔滋賀〕を支える会）。
- ② なお、同じ原告らが関西電力高浜原発3・4号機の運転を禁止する仮処分を求め、それを認める決定が出て（山本善彦裁判長、2016年3月）、稼働中だった3号機は運転を停止しました（4号機はトラブルで停止中）。しかし、大阪高裁で覆されました（山下郁夫裁判長、2017年3月）。

#### (3) 大阪地裁

- ① 2012年6月提訴の大飯原発3・4号機行政訴訟は、審理が続いています（おおい原発止めよう裁判の会）。
- ② 高浜原発3・4号機ミサイル仮処分（水戸喜世子さん）は、請求棄却となりました（2018年3月）。
- ③ 大飯原発3・4号機運転差止の仮処分（児玉正人さん）は、請求棄却（2019年3月）の後、大阪高裁に即時抗告を行いました。

#### (4) 名古屋地裁

- ① 高浜原発 1・2 号機 (2016 年 4 月～), ② 美浜原発 3 号機 (2016 年 12 月～) についての 40 年廃炉・名古屋行政訴訟。40 年廃炉訴訟市民の会。老朽原発の廃炉を国に請求。現在, 審理が続いています。

### [4] 全国の脱原発裁判の結果～ 3.11以前と以後

#### (1) 3.11以前の脱原発裁判…2勝33敗

- ・ 2 勝 33 敗… 3・11 前には原告勝訴の判決は, 二つだけ (他に原告適格で勝訴判決が一つ)。
  - ・ 勝訴した 2 件も, その後の控訴審, 上告審ですべて敗訴。福島第一原発の事故は, 裁判所にも責任。
- 【参考図書】…裁判官は「憲法と良心のみに従う」ことが原則なのに…
- ・ 岩波新書『原発訴訟』海渡雄一。(¥ 886)
  - ・ 産経新聞出版『法服の王国 小説 裁判官』黒木亮。(上下各 ¥ 1944) (文庫版で上下各 ¥ 1188)

#### (2) 3.11以前の脱原発訴訟…おもな経過と原発事故

- ・ 1973/ 8 …愛媛・伊方原発 1 号機の設置許可取り消しを求め提訴。★住民による初めての脱原発訴訟
- ・ 1974/ 9 …原子力船「むつ」が原子力航行試験中に放射線漏れ事故。むつ市は帰港を拒否。
- ・ 1978/ 4 …伊方 1 号機訴訟で松山地裁が住民側敗訴の判決。★脱原発訴訟で初の司法判断 ←
- ・ 1979/ 3 …アメリカ・スリーマイル島原発事故。(◆ IAEA のレベル 5, 事業所外へリスクをとまう事故)
- ・ 1986/ 4 …旧ソ連・チェルノブイリ原発事故。(◆ IAEA のレベル 7, 過酷事故)
- ・ 1991/ 2 …美浜原発 2 号機で蒸気発生器伝熱管損傷。(◆ IAEA のレベル 2, 異常事象)
- ・ 1992/ 9 …福井・もんじゅ訴訟で最高裁が差し戻し判決。(●原告適格認める)
- ・ 1992/10 …伊方 1 号機訴訟で最高裁が原発訴訟の審理方法と判断枠組みについて初判断。裁判所が原発の安全性を直接判断することを否定。安全審査の調査審議及び判断の不合理性のみを判断することにした。★以後, 海外の重大事故も“対岸の火事”で, 住民側敗訴の流れが継続。 ←
- ・ 1995/12 …もんじゅでナトリウム漏れ事故。(◆ IAEA のレベル 1, 逸脱)
- ・ 1999/3 …旧動燃(動力炉・核燃料開発事業団) 東海事業所のアスファルト固化処理施設火災爆発事故。(◆ IAEA のレベル 3, 重大な異常事象)
- ・ 1999/ 7 …原電・敦賀原発 2 号機で 1 次冷却水 51 トンが 14 時間以上漏れる事故 (炉心空だきの恐怖)。
- ・ 1999/ 9 …茨城県東海村の JCO で臨界事故。(◆ IAEA のレベル 4 事故, 従業員の致死量被曝。2 名死亡)
- ・ 2003/1…もんじゅ訴訟 (差し戻し控訴審) で住民側逆転勝訴。●初の設置許可無効判決 ←  
(名古屋高裁金沢支部が, 原子炉の安全審査に違法な点があるとして設置許可は無効と判決)
- ・ 2004/ 8 …美浜原発 3 号機で細管破裂事故。死亡 5 名・重軽傷 6 名。(◆ IAEA のレベル 1, 逸脱)
- ・ 2004/11 …東海第二原発訴訟, 最高裁で住民側敗訴が確定。★ 1973/10 の提訴から 31 年 1 か月の審理。
- ・ 2005/ 5 …もんじゅ訴訟 (差し戻し上告審) 住民側の逆転敗訴が確定。 ←
- ・ 2006/3…石川・志賀原発2号機訴訟で住民側が勝訴 (金沢地裁, 井戸謙一裁判長)。●初の運転差止判決。ただし 2009 年高裁で敗訴, 2010 年最高裁で敗訴。
- ・ 2011/3 ～東日本大震災。福島第一原発で過酷事故 (◆ IAEA のレベル 7, 過酷事故)。同年, 女川原発の冷却ポンプ浸水停止 (◆同レベル 2, 異常事象), 福島第二の電源喪失危機 (◆同レベル 3, 重大な異常事象)。2013 年には福島第一の汚染水漏れ (◆同レベル 3, 重大な異常事象)。

(3) 3.11以後の脱原発裁判…7勝17敗（～2019年3月）。以下は7勝の内訳。

- ① 2014年5月。大飯本訴，勝訴。福井地裁（樋口英明裁判長）において，大飯原発3・4号機の運転を差し止め。生存権を基礎とする人格権（憲法第13条，25条）が最高の価値をもっているとし，この権利からすれば，経済活動で原発を動かす権利は「劣位」だと断罪。
- ② 2015年4月。高浜原発仮処分決定。福井地裁（樋口英明裁判長）において，高浜原発3・4号機の運転を認めない仮処分の決定。
- ③ 2015年5月。関電の仮処分執行停止申し立て却下。高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定に対し，福井地裁（林潤裁判長）は却下の決定（林潤裁判長は，同じ件の異議審では同年12月，仮処分を覆した）。
- ④ 2016年3月。大津地裁，高浜原発3・4号機差止仮処分認める。大津地裁（山本善彦裁判長）は高浜原発3・4号機の運転差止仮処分を認める決定。
- ⑤ 2016年7月。大津地裁，仮処分異議審の判断。高浜原発3・4号機の運転差し止めを命じた2016年3月の大津地裁の仮処分決定を不服として，関電が取り消しを求めて申し立てた異議について，同地裁（山本善彦裁判長）は，退ける決定。
- ⑥ 2017年12月。伊方広島仮処分即時抗告審決定。広島高裁（野々上友之裁判長）は，伊方原発即時抗告の申し立てを認め，2018年9月30日まで伊方原発3号機の運転を禁じた。
- ⑦ 2018年3月，広島高裁，四国電力の執行停止の申立を却下。広島高裁が四国電力伊方原発の運転を差し止めた2017年12月の決定に対して，四電が異議申立と執行停止を求めていたところ，2018年3月，広島高裁（三木昌之裁判長）は四電の執行停止の申立を却下。

## [5] この一年間の原告団のおもな活動

### (1) 毎月1回の原告団・世話人会

- ① 原告団・世話人会の成立（2013/2/9）後，毎月1回，土曜日の午前に世話人会を開催しています（2019/5/18に第76回）。原告団の事務，いろいろな取り組み，裁判期日の内容の確認などを行っています。
- ② 現在，原告団・世話人会は28名の世話人で構成しています。世話人は，随時，募集しています。
- ③ 以下，現在の世話人会の構成です。弁護団からも6名が参加しています。

#### 【原告団・世話人および事務局】

浅井寿子（中京区），赤松純平（神戸市），市川章人（伏見区），榎田基明（上京区），岡本瑞子（大津市），奥森祥陽（宇治市），小野英喜（左京区），河原好美（西京区），木原和子（左京区），小針修子（北区），斎藤信吾（綾部市），阪本みさ子（舞鶴市），佐々木完之（左京区），高階喜代恵（伏見区），竹本修三（城陽市），館明子（京田辺市），田中善久（長岡京市），西川生子（京田辺市），西川隆善（奈良市），服部庸（伏見区），福島敦子（木津川市），向平恵子（茨木市），森本亮太郎（左京区），山崎正彦（東山区），山田耕作（宇治市），山田勝暉（左京区），吉田明生（伏見区），吉田和義（左京区）

#### 【弁護団】

井関佳法（京都南 L/O），尾崎彰俊（京都第一 L/O），出口治男（出口・中田 L/O），中島晃（市民共同 L/O），福山和人（京都 L/O），渡辺輝人（京都第一 L/O）

### (2) 原発差止裁判交流会

- ① 関西電力と北陸電力に対して共通する法廷闘争を進めている裁判当事者に呼びかけて，2018年12月に開催。それぞれの裁判内容には多少の相違点もあり，進行上の違いもあります。回数を重ねてきた本訴は，終結の見通しも求められています。

- ② そうした中、お互いの運動や訴訟の内容交流、意見交換、相互支援などを進めてはどうかという趣旨で、京都脱原発原告団が呼びかけて開催しました。
- ③ 参加は、関西電力の原発に対する裁判を進めている上記 [3] (福井地裁、大津地裁、大阪地裁、名古屋地裁、京都地裁) の関係者のほか、北陸電力が相手の「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」(金沢地裁) も参加、合計 6 原告団、2 原告 (仮処分) が参加しました。それぞれの現状報告や、活発な意見交換があり、時間が足りないくらいでした。初めてお顔を見る方もあり、訴訟の内容について改めて分かったこともいくつかありました。そういう意味で、開催して良かったと総括しています。
- ④ 不十分だった点もあり、また機会を見て第 2 回を行うとすれば、今回でも大阪や大津の報告の中に入っていたテーマ……原告団の運動、裁判の見通しと司法の現状、弁護団との関係、マスコミ対応など……からテーマを選び、担当原告団を決めて報告をしていただき、それを元に討論するような形が良いかもしれません。

### (3)原告名簿、原告団 ML、原告団 Web の管理

- ① 原告の皆さまへの連絡は、郵送希望の原告 (1,000 円の実費で登録) のほかは、原告団メーリングリスト (一斉メール送信, ML) で行っています。できるだけメールアドレス (携帯可) の登録をお願いします。また、最近、配信停止となるメールアドレスが増えていますので、携帯の機種変更などでメールアドレスが変更になった場合は、再度、事務局宛にご連絡ください。
- ② 原告の皆さまで、住所が変更になった場合も、事務局宛にご連絡ください。
- ③ 3000 人をこす原告名簿、2000 人をこえる原告団 ML の管理につきましては、この一年間、相当の労力をつぎこみ、かなり改善を図りました。郵便が返却されてくる原告については、電話、メールなどで連絡を取るなど対策をとりました。しかし、専従者がいる訳ではなく、あくまでボランティアベースの活動ですので、行き届かない点もあるかと思われます。お気づきの点は、お知らせください。

## [6] 世話人会からの提起とお願い

### (1) これからの運動の方向

- ・ 脱原発といってもいろいろな運動の形があります。また、それぞれの団体や人には、得手、不得手のフィールドもありますし、好き、嫌いのフィーリングもあります。しかし、民主主義をめざす、脱原発の社会を実現するという共通点があるのですから、お互いの取り組みを尊重しあいながら、いろいろな動きが少しずつ足し算されていく感覚で多方面に伸びていく運動が期待されます。
- ・ 「市民参加の訴訟」をふまえ、京都のいろいろな脱原発市民運動との共同をすすめます。以下、この一年の団体賛同、協賛などです。世話人会、原告団 ML では、個人賛同も訴えてきました。
  - ① 「ヨウ素剤を配ってよ@京都」へ団体賛同。
  - ② 原子力規制委員会、東京電力、経産省、福島県あて「トリチウムを含む福島原発放射性廃液の海洋投棄に反対する決議」に団体賛同。
  - ③ 京都府知事宛「原発の事故の大量放射能放出から住民を守るため、京都府が福島原発事故並みの放射性物質拡散シミュレーションを行うよう要望する署名」に、団体賛同。
  - ④ 「むつ「中間貯蔵施設」への搬入を認めないよう求める要望書」に、団体賛同。
  - ⑤ 原発ゼロをめざす城陽の会などの「吉原毅さん講演会」に、団体賛同。
  - ⑥ 英国グリーンピース「ウィルヴァ原発建設反対署名」に協力。
  - ⑦ 「原発の電気はいらない署名@関西」…バイバイ関電チラシの配布など。



- ⑧ チェルノブイリ・フクシマ実行委員会「チェルノブイリ・フクシマ 京都の集い」に団体賛同。
- ⑨ 使い捨て時代を考える会、小出裕章さん「フクシマ事故と東京オリンピック」に対し団体賛同。
- ⑩ 美浜の会、グリーンアクションなど、関電の福井県知事に対する約束（2018 年内に県外に中間貯蔵施設を見つけて搬出）違反の件、大飯 3・4 号は止めるべきだとの趣旨の要望書に、賛同。
- ⑪ 若狭連帯行動ネットワーク…福井県に対し「知事は稼働中の高浜 3・4 号、大飯 3・4 号の運転停止に関電に求めてください」、関電本社に対し「大飯・高浜原発の運転停止」と共に「使用済燃料中間貯蔵施設立地計画の断念」の申入書。
- ⑫ 3.11「バイバイ原発きょうと 2019」に、団体賛同。
- ⑬「原発の電気はいらない署名@関西」による関電社長宛署名運動のほか、5/2 学習会「どうなる 2020 年 4 月以降の電力産業～関電現役・OB のグループに聞く電力自由化の今後～」に協力。
- ⑭「原発うごかすな！@関西・福井」の老朽原発再稼働反対の運動に団体賛同。3/24「老朽原発うごかすな！高浜全国集会」、5/19「老朽原発うごかすな！関電包囲全国集会」。

## (2) 本日のカンパのお願い

- ・カンパ袋を配付資料にセットにしています。お帰りの際、出口で、ご意見用紙と一緒にお願いします。
- ・経済情勢の厳しい折りですが、当原告団の活動は、皆さまのカンパによって成りたっています。ぜひとも、ご協力いただきますよう、心からお願い申し上げます。
- ・領収書が必要な場合は、袋の表に住所氏名などを記入してください。後日、郵送します。

## (3) その他お願いなど

- ① 裁判期日には、原告席や傍聴席にて裁判に参加してください。開廷前には、弁護士会館前を出発して裁判所周辺のデモを行い、市民に原発裁判をアピールしています。所持品検査のために時間が確定していませんが、その都度、ご連絡します。
- ② 原告団の物品販売（缶バッジ、クリアファイル）、関係者の書籍頒布などにご協力ください。
- ③ 「このあたりプレート」（A4判は無料、ラミネート加工の A3判は 100 円/枚）を活用してください。ご自分の土地などに、大型看板を出せる場合、ご連絡ください。（次々ページに詳細あり）
- ④ 缶バッジマシンの貸し出し
  - ・缶バッジをつくるための缶バッジマシンは、京都木津川マラソンの東日本震災復興支援に応募して援助を受けたものです。
  - ・マシン本体は他団体への貸し出しに応じています（無料）。パーツを用意されれば（対応パーツは「バッジマン」製、38 ミリ）、各団体でオリジナルの缶バッジをつくることができます。事務局にご連絡ください。

## [7] 財政について

### (1) 財政の基本

- ・弁護団と原告団の活動は、皆さまのカンパでまかっています。
- ・財政は、弁護団と原告団の区別なく一つです。
- ・弁護団は無報酬で活動しています。
- ・原告団、世話人の活動も、無償のボランティアが基本です。

### (2) 会計の報告 ……………（略）



### 【 3 】 第7回原告団総会のスローガン（案）

## 大飯原発差止訴訟〔京都地裁〕 第7回原告団総会にあたり 参加者一同で確認しましょう！

～原発事故で故郷を失うような事態、子どもたちを放射能にさらすような事態を二度と招かないために～  
～若狭，京都，琵琶湖を，第二のフクシマにさせないために～

- (1) すべての原発の廃炉を求め，再稼働や新設に反対しよう。
- (2) とりわけ高浜原発1・2号機，美浜原発3号機など，40年超え老朽原発の再稼働に反対しよう。
- (3) 原子力をベースロード電源とするエネルギー基本計画を改めさせ，節電と省エネ，小規模分散，地産地消，自産自消を基本とする再生可能な自然エネルギーの振興を求めよう。
- (4) 核武装の潜在能力を維持するための核燃サイクル，MOX燃料の使用は，即刻止めさせよう。
- (5) 原発事故に備える避難計画にとどまらず，全原発廃炉による原子力防災を前進させよう。
- (6) 地球環境の汚染，核兵器拡散につながる原発の輸出を止めさせよう。
  
- (7) 福島第一原発事故の原因究明を求めよう。
- (8) 福島第一原発事故について，国と東京電力，原子力ムラの事故責任を明確にさせよう。
- (9) 福島第一原発事故で被災，避難したすべての人に対する相当な補償を実現させよう。避難者に対する住宅提供などの支援打ち切り，汚染地域への帰還強要を撤回させよう。
- (10) 福島第一原発事故について，賠償を求めている全国の裁判を支援しよう。
- (11) 福島第一原発事故の被曝により，福島などで多発している甲状腺がんなどについて，実態解明と対策を求めよう。
- (12) 学校教育や原発事故被災地における放射能の影響の過小評価，放射線安全宣伝，風評被害攻撃をうち破ろう。
  
- (13) 脱原発に道を開き，立憲主義，民主主義，平和主義を守る政権を実現しよう。
- (14) あらゆる選挙において，原発推進勢力を排し，脱原発勢力を大きくしよう。
- (15) 「原発ゼロ・自然エネルギー基本法」を成立させよう。
- (16) 原子力「推進」委員会と化している「規制」委員会の改廃を求めよう。
- (17) 福島第一原発事故に責任を負うべき裁判所が，今また原発推進に加担している責任を迫及しよう。
- (18) 関西電力には，市民の声を聞くこと，原発から脱却した経営政策を強く要求しよう。
- (19) 「原発の電気はいらない署名」などで，関西電力から新電力への切り替えを促進しよう。
  
- (20) 京都脱原発原告団は，「市民参加の訴訟」をふまえ，脱原発市民運動との共闘をすすめよう。
- (21) 京都地裁における大飯原発差止訴訟に勝利しよう。
- (22) 原発の運転差止を求めるすべての裁判と連帯しよう。
- (23) すべての原発運転差止裁判に勝利しよう。

以上，世話人会からの提案です。

## 【 4 】 原発賠償訴訟 国や東電の責任と賠償，避難の権利

### ◆原発賠償京都訴訟，控訴審（大阪高裁）

- ・ 2013年9月17日，放射線汚染による健康被害を恐れて福島などから京都に避難している33世帯91人が，国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴。その後，第2次提訴，第3次提訴を経て，57世帯174名が一審判決へ（2018年3月15日）。現在56世帯172名が，大阪高裁で控訴審を闘っています。原告団のほか，原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会が活動。
- ・ 2018年3月15日，原発賠償京都訴訟の一審判決について。  
（以下，原告団共同代表より）

暖かい春の日差し照る京都地裁にて，3月15日，原発賠償京都訴訟の一審判決が出されました。

私たちの判決に，世界中のみなさまが心をお寄せくださり，結果は，東電のみならず国の責任を明確に認めた「一部勝訴」というものでした。

主張を棄却された原告世帯もいる中で，この5年間の様々な思いが交錯して，私たち原告の顔には涙がっついていました。

判決では，避難の相当性が2年間という期限付きではありますが認められました。また，損害論においても柔軟な態度を示してくださいました。避難の相当性があると認められた地域も会津，千葉，茨城，栃木と広がりましたが，認容額は，被害に照らし合わせると納得出来ない所はあります。

しかし，支援する会のみなさまをはじめ全国に広がる原告，支援者の皆さまのお力添え，時間ある限り細部にもこだわり被告へ切り込んでいった弁護団の先生方の専門的，技術的な対策一丸となり勇気を振り絞り，声をあげてきた原告たち，京都訴訟ならではの三位一体で頑張ってきた提訴からの5年間が認められたことは深い意義があります。（略）

どうか原告とともに完全な勝利をつかむその日まで歩んでくださいますよう心からお願い申し上げます。

- ・ 次回，大阪高裁の第3回口頭弁論… 6/13（木）14：30～。本庁舎2F大法廷。

### ◆大阪地裁の原発賠償・関西訴訟

- ・ 2013/9/17…提訴。国と東電に対し，原発による被害の賠償を請求。KANSAI サポーターズ。
- ・ 8/22（第23回口頭弁論）。14時開廷（13：00集合）
- ・ 11/21（第24回口頭弁論）。14時開廷（13：00集合）

### ◆神戸地裁の原発賠償・ひょうご訴訟

- ・ 2013/9/30…提訴。国と東電に対し，原発による被害の賠償を請求。ぽかぽか★サポートチーム。
- ・ 7/18（第30回口頭弁論）。14時開廷（13：15，1Fロビー集合）

### ◆各地の原発賠償訴訟… 2019年春に3件の判決。さらに各地で裁判が継続中。

- ・ 神奈川訴訟… 2/20判決。国，東電の責任を認める
- ・ 千葉訴訟（第2陣）… 3/14判決。東電の責任を認めたが，国の責任を認めない判決（2017年9月の千葉地裁判決につづき2例目）。
- ・ 愛媛訴訟… 3/26判決。国（6例目），東電の責任を認める。
- ・ 愛知・岐阜訴訟… 8/2判決の予定。

◆「京都脱原発原告団」(Webは「京都脱原発原告団」で検索可)

- ・日程, 裁判の経過, 書証など  
→ <http://nonukes-kyoto.net/>

◆「大飯原発差止京都訴訟原告団長 竹本修三報告集」(Webは「竹本修三報告集」で検索可)

- ・弁護団学習会資料など  
→ <http://web1.kcn.jp/ohigenpatsu/>

◆「京都原発裁判支援ネット」(Webは「京都原発裁判支援ネット」で検索可)

- ・この Web は京都地裁に提訴した大飯原発差止訴訟と原発賠償京都訴訟の間の共同の関心や取り組みを中心に情報発信。
- ・おもに関西の原発裁判の予定  
(京都地裁, 大津地裁, 大阪地裁, 大阪高裁, 名古屋地裁, 金沢地裁, 福井地裁など)  
→ <https://houteisien.wordpress.com/schedule/>
- ・おもに京都の原発関係の運動案内  
→ <https://houteisien.wordpress.com/kyoto/>
- ・「若狭の原発を考える会」のチラシ  
→ <https://houteisien.wordpress.com/wakasa/>

◆「原発の電気はいらない署名@関西」(Webは「原発の電気はいらない署名」で検索可)

- ・この署名は, 関西電力・社長あて(関電の原発がすべて停まるまで継続)。原告団は賛同団体
- ・署名の内容, 署名用紙のダウンロード, メールでの署名  
→ <https://syomeiweb.wordpress.com/>
- ・オンライン署名…「Change.org 原発の電気はいらない署名」で検索可  
→ <https://goo.gl/eSMkLp>
- ・関電離れデータ(関電から新電力への小口契約変更数の推移)  
→ <https://syomeiweb.wordpress.com/switching/>
- ・「使い捨て時代を考える会」による関電(京都支店)との話し合いの記録  
→ <https://syomeiweb.wordpress.com/tukaisute/>

## 京都脱原発 弁護団・原告団

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 ヤサカ烏丸御所南ビル4F 京都第一法律事務所気付

Tel : 075-211-4411 Fax : 075-255-2507

Mail : [kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com](mailto:kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com)

(きよとだつげんぱつべんごだん) (「つ」は「tsu」, 「ん」は「n」)